

植物工場に対する助成のご案内

事業者が道内に植物工場を新設又は増設する場合に、投資額の一部を助成します。

対象者	道内(※)に植物工場を新設又は増設する事業者 ※「道内」とは、札幌市の区域を除くものとし、工業団地内及び工場適地内に限ります。
対象業種	植物工場(※) ※「植物工場」とは、施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいいます。 「植物工場」とは、次に掲げるいずれかを満たす施設をいう。 ① 工場と一体的に展開する植物工場(工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの) ② 実証機能を有する植物工場(地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの)
補助要件	道内に植物工場を新設又は増設する場合で、次のいずれにも該当する必要があります。 【類型Ⅰ・成長産業分野】 ① 投資額が5億円以上であること。 ② 雇用増(※)が20人以上であること。 ※「雇用増」とは、常用雇用者の人数をいう。 「常用雇用者」とは、事業主が新たに雇用する従業者のうち、次の要件のいずれにも該当する者をいう。 ア 雇用期間の定めのない者であること。 イ 雇用保険に加入している者 ウ 健康保険に加入している者 エ 厚生年金保険に加入している者 【類型Ⅱ・市町村連携促進分野】 ① 投資額が5,000万円以上であること。 ② 雇用増が5人以上であること。 ③ 市町村支援の対象となること。
補助額等	【類型Ⅰ・成長産業分野】 ① 植物工場の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額(10億円を超えるときは10億円) ② 植物工場の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額(3億円を超えるときは3億円) 【類型Ⅱ・市町村連携促進分野】 ① 植物工場の新設をする場合 投資額の100分の8に相当する額(1億円を超えるときは1億円) ② 植物工場の増設をする場合 投資額の100分の4に相当する額(1億円を超えるときは1億円)
申請等手続	I 新設又は増設をする植物工場の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日までの期間内に立地計画認定申請書を提出して、認定を受ける必要があります。 II 植物工場の操業等を開始した日以後(植物工場の工事の完成した日の属する事業年度の決算終了後の投資額算定の対象となる資産に係る確定申告後2ヶ月の範囲内)に補助金交付申請書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
tel : 011-204-5324 fax : 011-232-2139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sgr/>

北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3
都道府県会館 15階
tel : 03-5212-9210 fax : 03-5212-9004

北海道東京事務所大阪支所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900
大阪駅前第1ビル9階
tel : 06-6344-4151 fax : 06-6344-4216

北海道東京事務所名古屋支所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1-1
中部日本ビルディング8階
tel : 052-263-1360 fax : 052-252-5145